建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）によるブロック塀等の基準

■組積造のへい

（組積造のへい）

第６１条　組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　高さは、１．２ｍ以下とすること。

二　各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の１／１０以上とすること。

三　長さ４ｍ以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの１．５倍以上突出した控壁(木造のものを除く。)を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの１．５倍以上ある場合においては、この限りでない。

四　基礎の根入れの深さは、２０cm以上とすること。

■補強コンクリートブロック造の目地及び空胴部

（目地及び空洞部）

第６２条の６　コンクリートブロックは、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積し、鉄筋を入れた空胴部及び縦目地に接する空胴部は、モルタル又はコンクリートで埋めなければならない。

２　補強コンクリートブロック造の耐力壁、門又はへいの縦筋は、コンクリートブロックの空胴部内で継いではならない。ただし、溶接接合その他これと同等以上の強度を有する接合方法による場合においては、この限りでない。

■補強コンクリートブロック造の塀

（塀）

第６２条の８　補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号(高さ１．２ｍ以下の塀にあっては、第五号及び第七号を除く。)に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

一　高さは、２．２ｍ以下とすること。

二　壁の厚さは、１５cm(高さ２ｍ以下の塀にあっては、１０cm)以上とすること。

三　壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径９mm以上の鉄筋を配置すること。

四　壁内には、径９mm以上の鉄筋を縦横に８０cm以下の間隔で配置すること。

五　長さ３．４ｍ以下ごとに、径９mm以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの1/5以上突出したものを設けること。

六　第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあっては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあってはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の４０倍以上基礎に定着させる場合にあっては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。

七　基礎の丈は、３５cm以上とし、根入れの深さは３０cm以上とすること。